

自動販売機の設置の用に供するための公有財産の貸付けに係る共通仕様書

1 賃料

落札者が入札した金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって契約金額とする。

ただし、別紙仕様書の貸付物件の表中、備考欄に土地と表記のあるものについては、入札書に記載された金額をもって契約金額とする。

なお、入札書には、総額の賃料の金額を記載することとする。

2 賃料の納入

賃料は会計年度ごとに徴収する。

毎年度4月30日までに郡山市が発行する納入通知書により納入することとする。

なお、郡山市が納入期限を別途指定する場合はこの限りではない。

3 設置する自動販売機及び管理運営

自動販売機とその管理運営は次のとおりとする。

(1) 大きさ

土台、転倒防止板及び放熱スペースを含めて、別紙仕様書の2の貸付物件に係る表中の貸付面積の範囲内とし、高さは2メートル以内とすること。

なお、貸付面積には、使用済容器回収ボックスの設置面積を含めるものとする。

(2) 環境対策

ア 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」等、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

イ ノンフロン

二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として採用した機種とする。

(3) 販売品目

別紙仕様書の2の貸付物件に係る表中の販売品目についての詳細は、下表のとおりとする。

なお、実際に販売する商品の種類については、事前に施設の管理者と相談の上決定すること。

販売品目	詳 細 (仕 様 内 容)
清涼飲料水 (ペットボトル・缶等)	密閉型容器(ペットボトル、缶、ビン、紙パック等)に入ったお茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類を販売すること。 ただし、酒類の販売は行わないこと。
清涼飲料水 (紙コップ)	紙コップにより提供するお茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類を販売すること。 ただし、酒類の販売は行わないこと。 水道を使用する場合は、使用量に応じ、水道料金を負担すること
清涼飲料水 (紙コップ・タンク式)	紙コップにより提供するお茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類を販売すること。 ただし、酒類の販売は行わないこと。 また、水道を使用せず、タンク等で給水する方式とすること。
乳 製 品	牛乳瓶、紙パック等の容器に入った牛乳、乳製品等の商品を販売すること。 ただし、酒類の販売は行わないこと。
アイスクリーム	包装されたアイスクリーム類(アイスクリーム、アイスミルク、ラクトアイス、氷菓等)を販売すること。 ただし、酒類の販売は行わないこと。

食 品 (菓子・パン等)	包装された商品（菓子、パン、カップ麺及びこれらに類する食品）を販売すること。 ただし、酒類の販売は行わないこと。
食 品 (冷凍食品)	包装された商品（冷凍食品）を販売すること。 ただし、酒類の販売は行わないこと。 また、設置する自動販売機は、レンジ機能を搭載したものとすること。

(4) 販売価格

標準小売価格以下とすること。

(5) 商品の品質管理

消費期限の確認等、安定した高品質な商品を提供するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

(6) 付加機能

別紙仕様書の2の貸付物件に係る表中の付加機能についての詳細は、下表のとおりとする。

付加機能	詳 細 (仕 様 内 容)
ユニバーサル デザイン機能	年齢や障がいの有無に関わらず、誰にでも使いやすく、操作性・操作方法が工夫されていること。 (工夫例) お金の投入口、つり銭・商品の取出口、商品選択ボタンの配置等。
災害救援機能	災害発生時は自動販売機に収容されている飲料製品を無償で提供することを前提とした機器で、災害発生時に郡山市が飲料の提供を必要とした場合には、自動販売機内の全ての飲料を無償で提供すること。

(7) 安全対策

ア 転倒防止

「自動販売機の据付基準」(JIS規格)を遵守し、さらに、JIS規格で規定されていない接地面においては、JIS規格と同等以上の安全性が確保できる据付方法による措置を講じ、転倒による事故を防止すること。

イ 食品衛生

食品衛生法に基づく営業許可等が必要となる自動販売機の設置については、設置者の責任において行うこと。

(8) 使用済み容器の処理（販売品目が食品の場合を除く。）

回収ボックス（ごみ袋付き）を設置し、適切に回収・リサイクルすること。

なお、原則として、販売する飲料の容器（ペットボトル・缶等）の種類ごとに回収ボックスを準備すること。

(9) 費用負担等

ア 費用の負担

契約の締結並びに自動販売機の設置、管理運営及び撤去に要する一切の費用を負担すること。

イ 子メーターの設置

自動販売機に係る電気量等を計測するため、計量器を設置すること。

ウ 光熱水費の納入

自動販売機の稼動に必要な光熱水費は、毎月郡山市が発行する納付書により郡山市へ納入すること。

ただし、指定管理者への管理代行を行っている施設等の場合は、別途定めるものとする。

(10) 売上報告書の提出

売上状況を年度ごとに取りまとめ、翌年度の4月20日までに、郡山市に対し売上状況の報告を行うこと。

ただし、必要に応じ、不定期で報告を求めた場合は、指定された期限までに報告を行うこと。

(11) 適正な自動販売機の維持管理、故障対応

商品の補充及び変更、売上金の回収及び釣り銭の補充、自動販売機の内部及び外部の清掃、機械の保守を隨時行い、適正な維持管理を行うこと。

自動販売機には、故障時等の連絡先を明記し、故障、問合せ及び苦情については、即時対応すること。

(12) 自動販売機設置に伴う事故

郡山市の責に帰する事由による場合を除き、その責を負うこと。

(13) 商品等の盗難及び破損

郡山市の責に帰することが明らかな場合を除き、郡山市はその責を負わない。

商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの責任により速やかに復旧すること。

4 貸付場所の返還

契約の満了等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復し郡山市の指定する日までに返還すること。

ただし、郡山市が認めた場合は、原状に回復する必要は無い。

5 その他

(1) 契約の解除

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第5項又は同法第238条の5第4項に基づく解除

郡山市は、貸付期間中、国又は地方公共団体において公用又は公共用に供するため必要を生じたとき、直ちに契約を解除することができるものとする。

イ 書面による申出に基づく契約の解除

郡山市は、郡山市又は設置事業者から解除しようとする日の6か月前までに、書面による解除の申出があった場合は、契約を解除することができるものとする。

(2) 契約の解除に伴う損害賠償の請求について

設置事業者は、(1)により契約を解除された場合において、損害が生じた場合であっても、その補償を請求しないものとする。

(3) 自動販売機の売上が減少した場合の補償の請求について

設置事業者は、貸付期間中における自動販売機の売上がり、物件調書に記載した金額と比較して減少した場合であっても、その補償を請求しないものとする。

(4) 施設の閉鎖又は改修工事について

郡山市は、事業の執行及び施設管理を行う上で必要な施設の閉鎖又は改修工事を行うことがある。

(5) 施設内の売店新設又は移動販売車による販売等について

施設利用者の利便性の更なる向上及び余剰スペースの有効活用の観点から、当該施設内に売店を新設する又は敷地内で移動販売車による販売等を行うことがある。

(6) 疑義等の決定

本共通仕様書に定めのないものについては、両者協議の上決定する。